

消費者概念の内包と外延

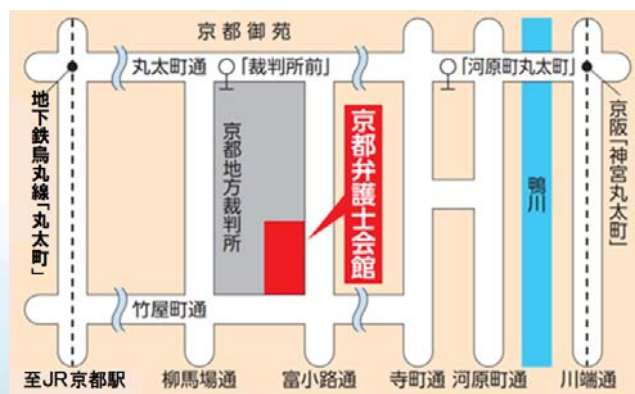
～ 脆弱な消費者と中小事業者をめぐって ～

近年、消費者取引において、高齢者、若年者など特に配慮を要する消費者（いわゆる「脆弱な消費者」）の保護・支援の必要性が高まりつつあります。同時に、消費者概念を拡張すべきであるとの議論がなされ、また、事業者間の取引において、中小事業者（小規模事業者）を消費者に準じて保護・支援する必要があるとの指摘もなされています。そこで、本シンポジウムでは、消費者とは何かということを改めて考え、高齢者や若年者の保護・支援の在り方と、中小事業者等の取引法的保護・支援の在り方を考えたいと思います。ぜひご参加ください。

2018年**3月17日**(土)
13:30～16:30 〈開場13:00〉

京都弁護士会館 地階ホール
(京都市中京区富小路通丸太町下ル)

参加費無料・事前申込不要



1 「脆弱な消費者」をめぐるとラブルの現状と課題

堀川直資(日弁連消費者問題対策委員会幹事)

2 中小事業者をめぐるとラブルの現状と課題

京都弁護士会リース規制立法プロジェクトチームほか

3 バイナリー講演

「脆弱な消費者と中小事業者をめぐって」

テーマ①：「脆弱な消費者」の保護と消費者法

テーマ②：消費者概念と中小事業者

【講師】

谷本圭子氏 (立命館大学法学部教授)

宮下修一氏 (中央大学大学院法務研究科教授)

主催 日本弁護士連合会

共催(予定) 近畿弁護士会連合会 京都弁護士会

お問い合わせ先: 日本弁護士連合会人権部人権第二課 TEL:03-3580-9956